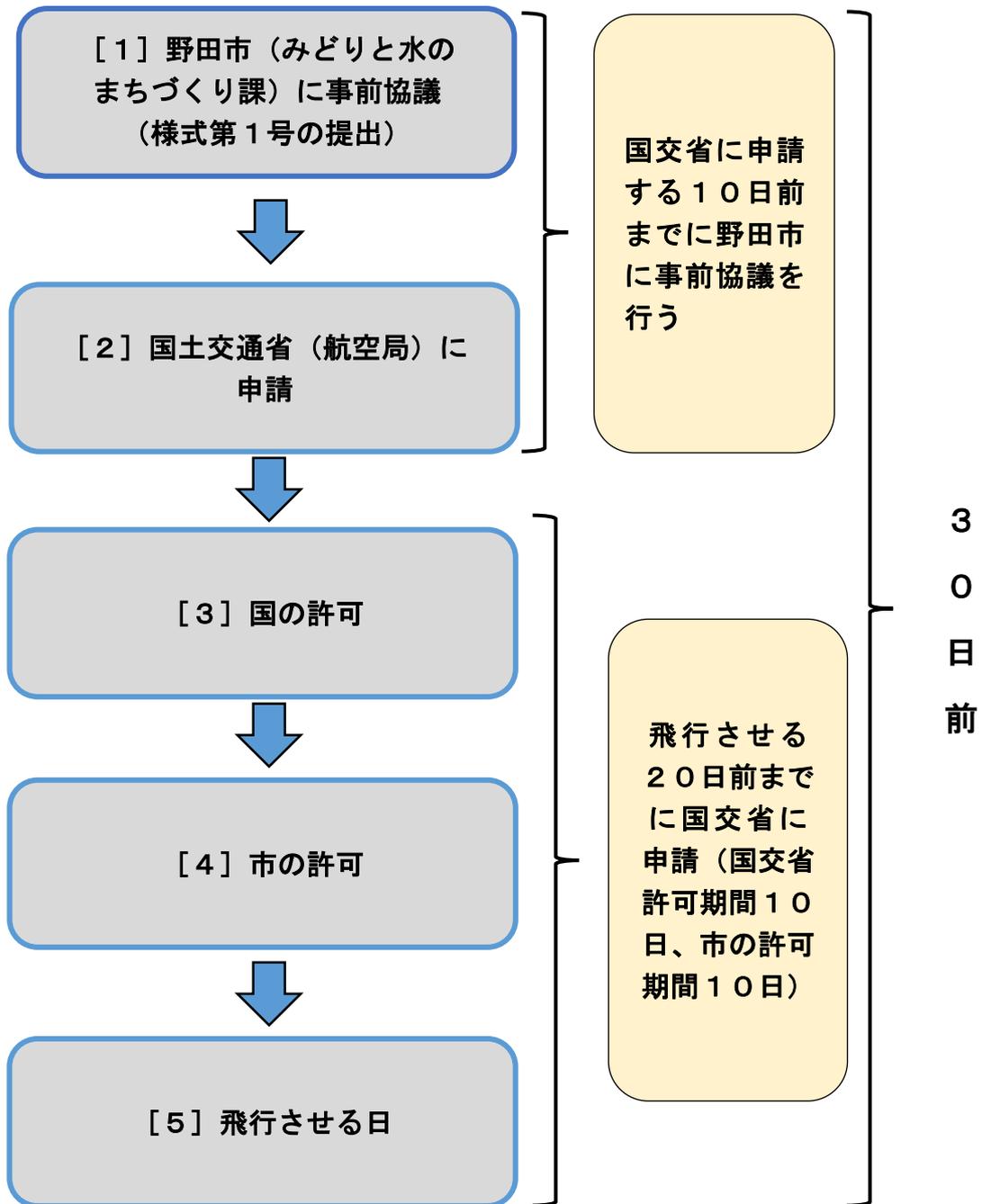


# 都市公園における小型無人航空機(ドローン等)を使った 撮影等許可基準

## 小型無人航空機(ドローン等)を飛行許可までの流れ



## [1]野田市(みどりと水のまちづくり課)に事前協議(様式第1号)

下記の許可基準に基づき、条件を付した上で、許可する。

### (1)飛行できる都市公園(児童遊園、緑地含む。以下「公園等」)

公園等の広さ及び利用状況等を勘案して公園管理者が公園等利用者の安全を確保できると認めた公園等とする。

### (2)使用目的

- ・CM等撮影、映画撮影等を目的とする場合
- ・イベント開催時に活用する場合

### (3)使用に関しては、公園等利用者の安全を確保するため、下記を許可条件とする。

- ・公園等利用者の上空は飛行させないこと
- ・事前に日時、目的、方法等を周辺住民や公園等利用者に周知すること
- ・飛行の際は、飛行区域を限定して監視員を配置し、飛行エリアの四隅をバリケードやカラーコーン等で囲い利用者に支障のないよう安全を確保すること(公園等の全面占有は認めない。)
- ・強風や大雨時など荒天時には飛行させないこと
- ・操縦は熟練した経験者が行うこと
- ・飛行の際は、プロペラガードを装備すること
- ・その他航空法等関係法令の規定を順守すること

## [2]国土交通省(航空局)に申請

飛行させる10日前までに(土日祝日を除く)、国交省又は各空港事務所に申請

主な内容

### (1)以下の空域では、原則として飛行を禁止しています。

これらの空域で飛行させる場合は、国土交通大臣の許可が必要です(ただし、屋内で飛行させる場合は不要です。)

- ・150m以上の高さの空域
- ・空港周辺
- ・人口集中地区の上空

※人口集中地区上空は  
国交省の許可が必要

## (2) 飛行方法

- ・日中に飛行させること
- ・目視の範囲内で飛行させること
- ・第三者又は建物、車両など物件との間は30m以上の距離を確保すること
- ・多数の人が集まる上空を飛行させないこと
- ・危険物を輸送しないこと
- ・物を落下しないこと 等

※これらのルールによらずに飛行させようとする場合は、国土交通大臣の承認が必要です。

### ◎ 飛行料金の計算例

#### 2,000㎡の公園区域で1時間飛行の場合の計算方法(例)

<撮影料> 1時間825円

業として行う映画の撮影又はテレビの放映それらに類する行為

<占用料> 22円/㎡・日

飛行区域を閉鎖し占用するため占用料となります。

競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物

(計算例) <撮影料> 1時間撮影の場合 825円

(計算例) <占用料>  $2,000 \text{ m}^2 \times 22 \text{ 円/㎡} \cdot \text{日} = 44,000 \text{ 円}$

(計算例) <合計計>  $825 \text{ 円} + 44,000 = 44,825 \text{ 円}$

### 附 則

この基準は、令和3年1月4日から施行する。

